

国土利用計画法

(昭和49年法律第92号)

1 国土利用計画審議会の設置

《第38条》

- 1 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県の区域における国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項を調査審議するため、都道府県に、これらの事項の調査審議に関する審議会その他の合議制の機関（次項において「審議会等」という。）を置く。
- 2 審議会等の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

2 国土利用計画審議会の審議

(1) 国土利用計画（県計画）の審議

《第7条第3項》

都道府県は、都道府県計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関及び市町村長の意見を聴かなければならない。

《第7条第9項》

第3項から前項までの規定は、都道府県計画の変更について準用する。

(2) 国土利用計画（市町村計画）に対する助言、勧告内容の審議

《第8条第5項》

都道府県知事は、前項の規定により市町村計画について報告を受けたときは、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関の意見を聴いて、市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

《第8条第6項》

前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(3) 土地利用基本計画の審議

《第9条第10項》

都道府県は、土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ、第38条第1項の審議会その他の合議制の機関並びに国土交通大臣及び市町村長の意見を聴かなければならない。

《第9条第14項》

第10項から前項までの規定は、土地利用基本計画の変更(政令で定める軽易な変更を除く。)について準用する。

佐賀県国土利用計画審議会の組織及び運営に関する条例

(昭和49年佐賀県条例第39号)

(趣旨)

第1条 この条例は、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第38条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する合議制の機関として設置する佐賀県国土利用計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき、知事が任命する。

- | | |
|-------------------|-------|
| (1) 学識経験のある者 | 12人以内 |
| (2) 関係行政機関の職員 | 5人以内 |
| (3) 県議会の議員 | 4人以内 |
| (4) 市町の長を代表する者 | 2人以内 |
| (5) 市町議会の議長を代表する者 | 2人以内 |

3 前項第1号に掲げる者につき任命される委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係する臨時委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(幹事)

第6条 審議会に、審議会の会務について委員を補佐させるため、幹事若干人を置く。

2 幹事は、知事が任命する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、佐賀県県土整備部において処理する。

(補則)

第8条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 (省略)